

木造建築物の調査について

「1 一見して危険と判定される」について(共通)

全壊の場合は 1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に○印を付し、総合判定で「危険(赤)」とし判定調査を終了する。

隣接しているがけや地盤などが一見して危険な場合は、4. その他の項目の()内にその理由を記入し、総合判定で「危険(赤)」とし調査を終了する。この場合、コメント欄と判定ステッカーの注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入する。

この項目で判定する場合は、以下の「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査をする必要はない。

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険(共通)

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定する。隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れ込む危険がある場合等が該当する。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をする。

② 構造躯体の不同沈下

建築物の倒壊の危険性を、地盤の不同沈下や構造躯体の鉛直方向の不同沈下によって判定する。

③ 基礎の被害

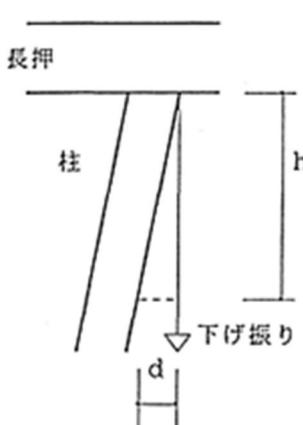
建築物の倒壊の危険性を、基礎及び土台が受けた被害によって判定する。

④ 建築物の1階の傾斜

建築物の倒壊の危険性を、建築物の1階の傾斜から判定する。傾斜は、下げ振り等を利用して測定する。

Bランク(1/60~1/20)は、1/60を超え1/20以下をいう。

建築の傾斜の測り方



hとdの寸法を測定し、 d/h の値を計算する。

Aランク	Bランク	Cランク
$d/h \leq 1/60$	$1/60 < d/h \leq 1/20$	$d/h > 1/20$

h=1,200mmの場合

Aランク	Bランク	Cランク
$d \leq 20\text{mm}$	$20\text{mm} < d \leq 60\text{mm}$	$d > 60\text{mm}$

⑤ 壁の被害

建築物の倒壊の危険性を、壁の被害から判定する。

⑥ 腐食・蟻害の有無

建築物の倒壊の危険性を腐食・蟻害の有無から判定する。

「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について(共通)

ここでは、落下物、転倒物による危険性を判定する。

落下危険物、転倒危険物全体の判定基準	
Aランク	<ul style="list-style-type: none">明らかに危険性がないと考えられる場合
Bランク	<ul style="list-style-type: none">被害の危険性が相対的に低い場合、または予測される被害が比較的軽い場合など窓ガラスが何枚か割れていて、余震により類似の窓ガラスの損傷による危険性が高い場合やすでに同種の転倒物がかなり倒れていて、余震による転倒の危険性が高い場合
Cランク	<ul style="list-style-type: none">すでに傾いていたり、支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合転倒物については、支持するボルトなどが破断している場合やすでに傾斜している場合各項目の記述事項には該当しないが、落下や転倒に対する危険性が高い場合

① 瓦

② 窓枠・窓ガラス

③ 外装材 湿式の場合

ここでは、土壁、漆喰壁、モルタル壁、タイル張り等が該当する。湿式の壁がない場合は、記入の必要はない。

④ 外装材 乾式の場合

ここでは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、下見板、羽目板、ベニヤ板等のボード類を釘やボルトなどで固定するタイプのものが該当する。乾式の壁のない場合は、記入の必要はない。

⑤ 看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定する。

⑥ 屋外階段

⑦ その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突など落下の危険など①～⑥までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険度の高い項目を()内に記入し判定する。特に危険なものがない場合は記入の必要はない。